

[16]中津干潟の保全の取組み（大分県・中津）

経緯	<p>大分県中津干潟は瀬戸内海西部周防灘に面し、重要港湾中津港を挟み、10kmの海岸線、1,347haの面積を持つ広大な干潟である。カブトガニを始めアオギスなど希少生物が多く生息し、豊かな漁場として知られている。その干潟に注ぐ河川の一つが舞手川である。</p> <p>1994年に運輸省が策定した「環境と共生する港湾をめざして」を受けて中津港で計画された覆砂事業に関し、地域住民で設立された「水辺に遊ぶ会」（後にNPO法人）を中心に協議会の設置を県に要望した。県は環境アセスメントの委員会の提言を受け、2000年に「中津港大新田地区環境整備懇談会」を設置、地域住民、行政、専門家が協働で舞手川河口の自然海岸の保全方法について検討し、背後の護岸整備は生態系に配慮した形状に改良、地域住民発案の引き堤の設置で合意形成され、整備された。参加した地域住民を中心に中津干潟は自分たちの浜と認識し、意見も言うが責任も持つという姿勢で、モニタリング、清掃、観察会など現在も干潟で幅広い市民の参加のもと、活動が続けられている。</p>
課題	<input type="checkbox"/> 土砂管理、 <input type="checkbox"/> 赤土対策、 <input type="checkbox"/> 水質管理、 <input type="checkbox"/> 漂着ゴミ、 <input checked="" type="checkbox"/> 海岸づくり、 <input type="checkbox"/> 利用調整
対象資源	<input checked="" type="checkbox"/> 漁業・養殖、 <input type="checkbox"/> レジャー、 <input checked="" type="checkbox"/> 生態系保全、 <input checked="" type="checkbox"/> 海上交通・港湾、 <input checked="" type="checkbox"/> 防災、 <input type="checkbox"/> 砂浜・景観の保全、 <input type="checkbox"/> その他（ ）
責任主体の明確化	懇談会の事務局を「中津の人と海とを考える協議会」が担当。協議会は中津土木事務所、県、市が参画して取り組んだ
実施主体の連携	<p>計画の策定にあたっては、民官学合同の「中津港大新田地区環境整備懇談会」にて住民も主体的に関わって行われた</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>行政、<input checked="" type="checkbox"/>利用者、<input checked="" type="checkbox"/>科学者、<input checked="" type="checkbox"/>地元住民・NPO</p>
対話による合意形成	懇談会の1年間の検討後、2年間の調査・検討期間を設け、地元住民との対話、会議の公開、飛入り発言可等の特徴ある合意形成が行われた
科学的な知見の考慮	当初より、住民の調査結果を踏まえ、専門家の科学的知見を住民にわかりやすくフィードバックするというやり方で行われた
複数課題の関連による立案	初の引堤事業として行政担当者、漁業者を含めた合意形成と防災上の安全性、生体系保全、継続モニタリングが重要となった事業である
情報の共有	NPOによる分かりやすい資料づくり等、積極的に取組まれた
管理の継続性	NPOを中心に、市民参加のモニタリング活動が実施されている
備考	日本初の引堤(セットバック護岸)が市民の発案で実施できたことなど、今後の沿岸管理の在り方と市民の役割について示唆を得られる事例である。2008年に漁協・県・市・水辺に遊ぶ会の4者で「中津干潟保全の会」を設立し、漁業者の高齢化時代に適した漁場環境保全に取り組んでいる
参考資料	「中津港大新田地区舞手川河口部周辺自然調査報告書」



図 2-23 中津港港湾計画
(出典：国土交通省九州地方整備局パンフレットに加筆)

[17]長崎県における漂流・漂着ごみ問題対策の取組み（長崎県）

経緯	<p>長崎県の総延長 4200km と非常に長い海岸は、複雑な入り江や岬などからなり、美しい自然景観を示すとともに多様な生物の生息域となっている。</p> <p>しかし、周辺住民の生活のほか対馬暖流の影響を受けやすい地形特性に起因して、海岸に繰り返しゴミが漂着し、景観悪化や漁業被害等の問題が発生している。このため、長崎県では平成 14 年に県・市町村・関係団体で構成する「長崎県漂流・漂着ごみ問題対策協議会」を設置し、平成 18 年に「長崎県漂流・漂着ごみ問題解決のための行動指針」を策定するなど、問題解決に向けた取組みを行っている。しかし、離島地区などでは、人が入れずに清掃不可能な海岸があることや、島内の処理施設能力・ゴミ処理経費等の課題があり、ゴミが大量に堆積する海岸も発生している。</p> <p>平成 21 年に制定された「海岸漂着物処理推進法」を受けて、長崎県では漂着ごみ問題の解決に向けて「海岸漂着物対策推進計画」を策定し、市町村や関係団体とも協力しつつ継続的な対策を目指している。</p>
課題	<input type="checkbox"/> 土砂管理、 <input type="checkbox"/> 赤土対策、 <input type="checkbox"/> 水質管理、 <input checked="" type="checkbox"/> 漂着ゴミ、 <input type="checkbox"/> 海岸づくり、 <input type="checkbox"/> 利用調整
対象資源	<input checked="" type="checkbox"/> 漁業・養殖、 <input type="checkbox"/> レジャー、 <input type="checkbox"/> 生態系保全、 <input type="checkbox"/> 海上交通・港湾、 <input type="checkbox"/> 防災、 <input checked="" type="checkbox"/> 砂浜・景観の保全、 <input type="checkbox"/> その他（ ）
責任主体の明確化	<p>県による「海岸漂着物対策推進計画」のもとで役割分担等が規定されている</p>
実施主体の連携	<p>「長崎県漂流・漂着ごみ問題対策協議会」は行政と関係団体のみでの参加であったが、「海岸漂着物対策推進計画」の策定にあたっては NPO・有識者も加わり一定の連携が目指されている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>行政、<input checked="" type="checkbox"/>利用者、<input checked="" type="checkbox"/>科学者、<input checked="" type="checkbox"/>地元住民・NPO</p>
対話による合意形成	<p>パブリックコメントの活用等、「海岸漂着物対策推進計画」の策定に際して努力が行われている</p>
科学的な知見の考慮	<p>「海岸漂着物対策推進計画」では調査実施や調査結果の公開等について言及しており、一定の考慮がなされる</p>
複数課題の関連による立案	<p>漂着ゴミ対策を主にした取組みである</p>
情報の共有	<p>「長崎県漂流・漂着ごみ問題対策協議会」が非公開であり一定の課題もあるが、「海岸漂着物対策推進計画」は情報共有を強く意識している</p>
管理の継続性	<p>漂着ゴミの処分費用確保等、継続性への懸念がある</p>
備考	<p>漂着ゴミ対策の先進地である対馬の取組み（島ゴミサミット開催）などを含められれば、類似課題を抱える地域の対策に資すると考えられる</p>
参考資料	<p>「長崎県海岸漂着物対策推進計画」</p>



図 2-24 関係者の役割分担及び総合協力のイメージ

(出典：「長崎県海岸漂着物対策推進計画」)

[18]奄美における赤土対策の取組み（鹿児島県・奄美地方）

経緯	<p>奄美群島では、多様な景観要素が小規模な島嶼内に凝縮して見られ、希少種・固有種の生息基盤による豊かな生態系が見られる。各島の沿岸には亜熱帯要素の海岸植生やサンゴ礁が発達しており、その自然環境は世界自然遺産の候補ともなっている。</p> <p>一方、近年の沿岸海域の各種開発行為等に伴い赤土の流出が見られ、海域汚染の問題が深刻化している。このような状況を踏まえ、各種事業実施に伴う対策確立や調査/研究の推進、啓発/指導の強化を目指して、各地域の自然特性に即した総合的な赤土等流出防止対策が、鹿児島県大島支庁において行われている。講習会の実施や「赤土等流出防止の進め方」の冊子作成等、継続的な防止対策に向けた各種取組みが行われている。</p>
課題	<input type="checkbox"/> 土砂管理、 <input checked="" type="checkbox"/> 赤土対策、 <input type="checkbox"/> 水質管理、 <input type="checkbox"/> 漂着ゴミ、 <input type="checkbox"/> 海岸づくり、 <input type="checkbox"/> 利用調整
対象資源	<input checked="" type="checkbox"/> 漁業・養殖、 <input type="checkbox"/> レジャー、 <input type="checkbox"/> 生態系保全、 <input type="checkbox"/> 海上交通・港湾、 <input type="checkbox"/> 防災、 <input type="checkbox"/> 砂浜・景観の保全、 <input checked="" type="checkbox"/> その他（陸域開発）
責任主体の明確化	鹿児島県大島支庁のもと、市町村や国の機関、関係団体等を含めた奄美地区赤土等流出防止対策協議会が平成12年に設置され、主体的な取組みを行っている
実施主体の連携	<p>奄美地区赤土等流出防止対策協議会のもと地域別の5つの協議会が連携している。協議会は、市町村や国の機関、関係団体等を含めて奄美群島全体の関係者を網羅する体制となっている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>行政、<input checked="" type="checkbox"/>利用者、<input type="checkbox"/>科学者、<input type="checkbox"/>地元住民・NPO</p>
対話による合意形成	協議会での対話のほか、講習会等の啓発・指導活動を通じた関係者間の対話が行われている
科学的な知見の考慮	県による調査・研究を推進し、総合的な対策を目指している
複数課題の関連による立案	赤土対策を主にした取組みである
情報の共有	講習会の実施や「赤土等流出防止の進め方」の冊子作成等、啓発・指導、情報共有の取組みが積極的に行われている
管理の継続性	鹿児島県大島支庁のもとで、継続的な防止対策が目指されている
備考	県による総合的な赤土等流出防止対策を目指した取組みである。関係者が網羅された体制構築のプロセスや、普及・啓発活動等を通じた対話の実態を具体的に確認できれば有用と考えられる
参考資料	鹿児島県大島支庁による冊子「赤土等流出防止の進め方」

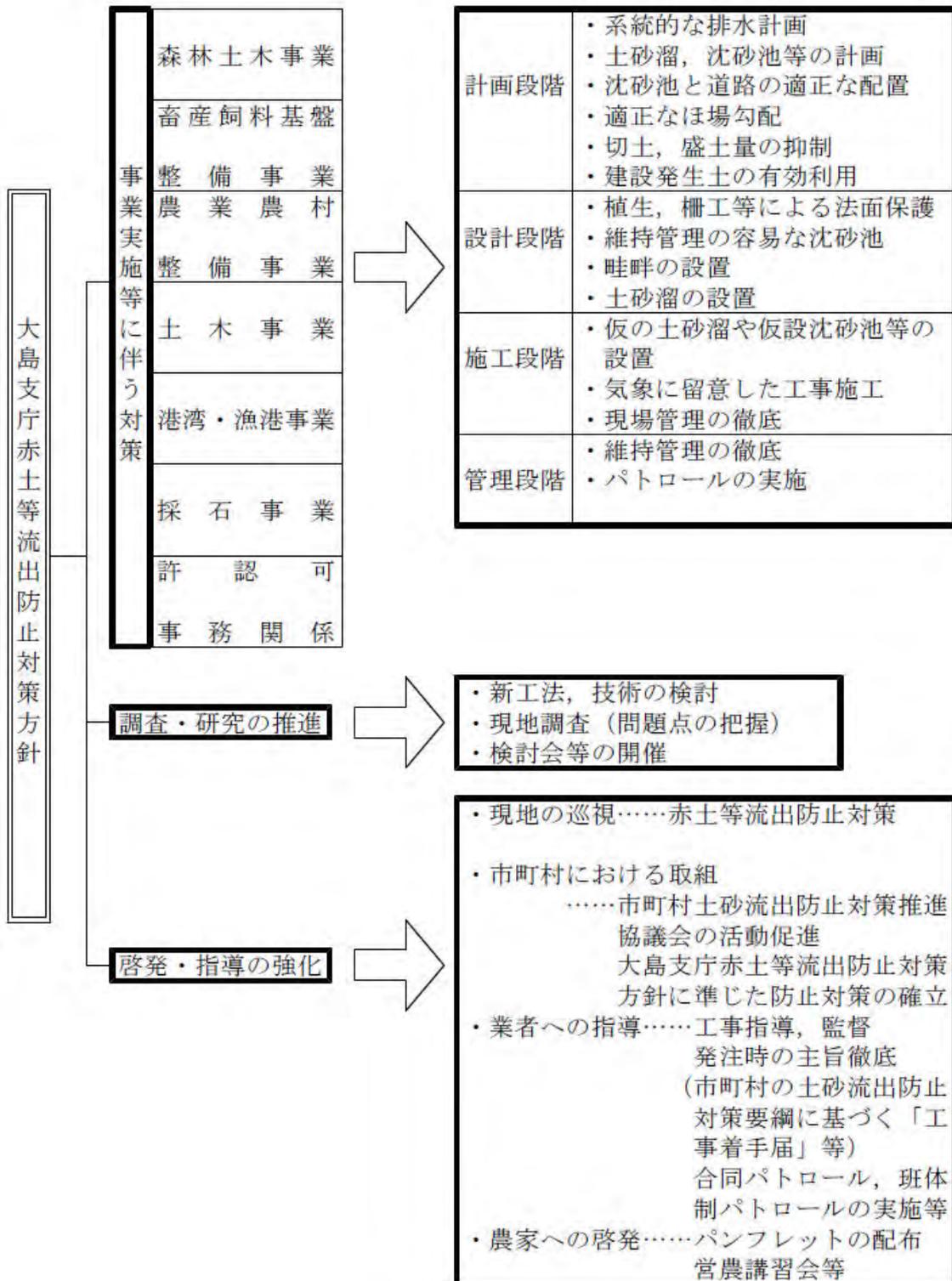


図 2-25 奄美地区における赤土等流出防止の方針

(出典：鹿児島県大島支庁による冊子「赤土等流出防止の進め方」)

[19]恩納村における沿岸域の利用・保全ルール of 取組み (沖縄県・恩納村)

経緯	恩納村は国内でも有数の海洋性リゾート地域であり、スキューバダイビングやボートセーリング等による海洋レジャーが盛んである。一方、恩納村前面の海域には共同漁業権が設定され、シャコガイ等の漁業が盛んに行われるとともに、モズク養殖等の特定区画漁業権が設定されている。沖縄海岸国定公園に指定される豊かな資源環境を継承し、このような海洋レジャーと漁業等の共生関係を目指して、平成 17 年度に恩納村沿岸域圏総合管理協議会の作業部会が設置され、「恩納村沿岸域の利用・保全ルール」を策定。ルールをベースとした沿岸域の利用と保全が行われている。
課題	<input type="checkbox"/> 土砂管理、 <input type="checkbox"/> 赤土対策、 <input type="checkbox"/> 水質管理、 <input type="checkbox"/> 漂着ゴミ、 <input type="checkbox"/> 海岸づくり、 <input checked="" type="checkbox"/> 利用調整
対象資源	<input checked="" type="checkbox"/> 漁業・養殖、 <input checked="" type="checkbox"/> レジャー、 <input checked="" type="checkbox"/> 生態系保全、 <input type="checkbox"/> 海上交通、 <input type="checkbox"/> 防災、 <input type="checkbox"/> 砂浜・景観の保全、 <input type="checkbox"/> その他 ()
責任主体の明確化	恩納村沿岸域圏総合管理協議会のもと、ルールの普及啓発・質の向上等が行われている
実施主体の連携	恩納村沿岸域圏総合管理協議会は、行政や漁業者のほか、ホテル業者、海域レジャー業者、商工会、有識者の 7 者から構成されており、赤土流出防止協議会等の関連組織との連携も行われている <input checked="" type="checkbox"/> 行政、 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者、 <input type="checkbox"/> 科学者、 <input type="checkbox"/> 地元住民・NPO
対話による合意形成	作業部会の議論によりルール策定に至った
科学的な知見の考慮	サンゴの保全等、海域環境の保全の一部において、科学的な知見の活用が見られる
複数課題の関連による立案	漁業とレジャーの利用調整のほか、赤土対策や農薬処理等の影響も考慮している
情報の共有	パンフレット作成等、情報共有の取組みがなされている
管理の継続性	恩納村沿岸域圏総合管理協議会では、行政(恩納村)の主体的な関与も見られ、ルールの継続による海域管理が実現できている
備考	既存の地域ルールを基本に、比較的短期間にてルールが策定された合意形成のプロセスが重要と考えられる
参考資料	「恩納村沿岸域の利用・保全ルール」



図 2-26 周辺海域の利用状況

(出典：「恩納村沿岸域の利用・保全ルール」)

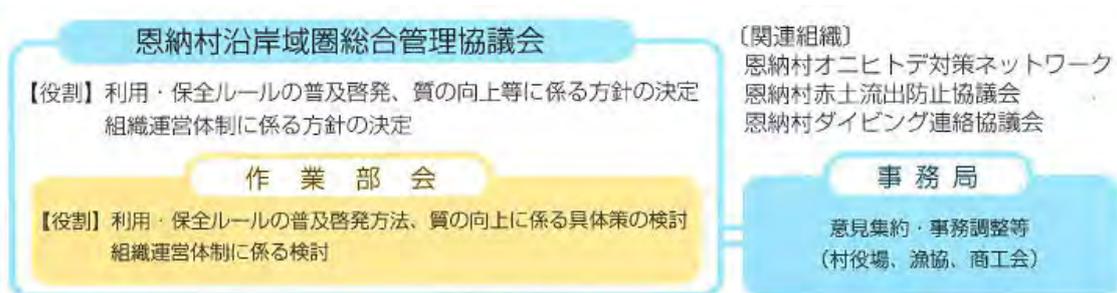


図 2-27 ルール運用の体制

(出典：「恩納村沿岸域の利用・保全ルール」)

[20]宮古における海面利用ガイドライン策定の取組み（沖縄県・宮古島）

経緯	<p>宮古島は珊瑚が隆起してできた島で大きな川もないため赤土などが海へ流出せず、きれいな海が長く保たれてきた。しかし、海岸岩礁や護岸の破壊、ごみ投棄等の不適切な海面利用が多く、また、平成16年頃からオニヒトデの大発生が確認されサンゴ礁の被害が見られる。</p> <p>周辺海域は、古来より豊かな漁場として利用されているが、一方で近年はダイビングなどの海洋性レクリエーションの場としても利用されており、その利用調整が課題であった。漁業活動への支障を理由に1991年に漁協がダイビング業者に受忍料支払いを求めたのが発端で訴訟となったが、2007年に10年以上続いた対立関係が和解し関係改善を行っている。和解の共同声明では、ダイビング事業者が漁協に「美ら海協力金」を支払うことが明記されているが、協力金がオニヒトデ駆除など環境保全や水産業振興に使う方針が示されており業者側も賛同をしている。</p> <p>現在は、「宮古地区海面利用連絡協議会」のもと、海域利用の規定やルール等の指針をまとめたガイドラインを採択し、幅広い連携を進めている。</p>
課題	<input type="checkbox"/> 土砂管理、 <input type="checkbox"/> 赤土対策、 <input type="checkbox"/> 水質管理、 <input type="checkbox"/> 漂着ゴミ、 <input type="checkbox"/> 海岸づくり、 <input checked="" type="checkbox"/> 利用調整
対象資源	<input checked="" type="checkbox"/> 漁業・養殖、 <input checked="" type="checkbox"/> レジャー、 <input checked="" type="checkbox"/> 生態系保全、 <input type="checkbox"/> 海上交通・港湾、 <input type="checkbox"/> 防災、 <input type="checkbox"/> 砂浜・景観の保全、 <input type="checkbox"/> その他（ ）
責任主体の明確化	和解後は、宮古地区海面利用連絡協議会の責任が明確化された
実施主体の連携	<p>協議会のもと、漁業者とレジャーの利用者同士の連携が行われている</p> <input type="checkbox"/> 行政、 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者、 <input type="checkbox"/> 科学者、 <input type="checkbox"/> 地元住民・NPO
対話による合意形成	裁判を通じた結果、十分な対話がなされている
科学的な知見の考慮	特に科学者の関与はないが、サンゴの保全に関して一定の知見が考慮されている
複数課題の関連による立案	漁業者とレジャーの利害調整が主な課題である
情報の共有	情報共有を積極的に行っている
管理の継続性	漁協内に協議会が設置されている。公的機関の関与が限定的だが、協力金による安定した資金があり一定の継続性が確保されている
備考	裁判による長期間の対立関係を経て合意形成が行われており、その過程から参考となる知見が得られると考えられる
参考資料	「宮古地区海面利用連絡協議会」のホームページ

1. 宮古島海洋環境保全

- ①サンゴの保護・育成のためダイビング船の係留ブイ設置事業。
- ②オニヒトデの駆除実施事業。
- ③海岸清掃及び海底清掃実施事業。

2. 観光ダイビング事業の振興

- ①三漁協のシャワー室、トイレ、休憩室等施設の観光ダイビング客への利用提供。
- ②ダイビング事業者への安全管理講習会の開催。
- ③ダイビングに係るイベントの開催及び「宮古島美ら海情報」の発信。

3. 水産業の振興

- ①水産資源の保護培養を図るために、シャコ貝、タカセ貝等の放流事業。
- ②海面の調和的利用の調整会議及び講演会の開催。

図 2-28 「美ら海協力金」の利用目的

(出典：「宮古地区海面利用連絡協議会」のホームページ)

[21] 「白保魚湧く海保全協議会」の取組み（沖縄県・石垣島）

経緯	石垣島の白保地区の海岸は、西表石垣国立公園の海中公園地区が設定され、南北 10km 幅 1km にわたり良好な生態系を残す裾礁となっている。沖縄を中心とする南西諸島のサンゴ礁が消失しつつある中で、白保は貴重な存在となっている。サンゴ礁を埋め立てる新石垣空港建設の計画が 1979 年に発表され、地元の反対運動で中止されたが、現在も海岸付近に空港を建設する計画が進められ、海への影響が懸念されている。そうした中 2000 年に、WWF ジャパンによりサンゴの保全を目的とするサンゴ礁保護研究センター「しらほサンゴ村」が設立された。また 2005 年には「しらほサンゴ村」を事務局として、白保の海とその周辺の自然環境・生活環境の保全と再生を図り、地域の持続的な発展を進める「白保魚湧く海保全協議会」が設立され、観光での海域利用や海浜の環境改善等に関するルールづくり等が進められている。
課題	<input type="checkbox"/> 土砂管理、 <input checked="" type="checkbox"/> 赤土対策、 <input type="checkbox"/> 水質管理、 <input type="checkbox"/> 漂着ゴミ、 <input type="checkbox"/> 海岸づくり、 <input checked="" type="checkbox"/> 利用調整
対象資源	<input checked="" type="checkbox"/> 漁業・養殖、 <input checked="" type="checkbox"/> レジャー、 <input checked="" type="checkbox"/> 生態系保全、 <input type="checkbox"/> 海上交通・港湾、 <input type="checkbox"/> 防災、 <input type="checkbox"/> 砂浜・景観の保全、 <input type="checkbox"/> その他（ ）
責任主体の明確化	集落の公民館、婦人会、青年会、畜産組合、民宿、遊魚船などからなる協議会による自主規制や、県条例に基づく規制が進められている
実施主体の連携	協議会の事務局である「しらほサンゴ村」を中心として国内外の環境団体、行政機関、研究者との連携が行われている <input checked="" type="checkbox"/> 行政、 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者、 <input checked="" type="checkbox"/> 科学者、 <input checked="" type="checkbox"/> 地元住民・NPO
対話による合意形成	観光においてはエコツアー・遊魚事業者と民宿の意見交換により、厳しい自主規制により環境保全に取り組む姿勢が示され、また、環境保全に関する活動（調査、海垣復活、赤土対策等）などに多様な人が参加できる体制づくりなど、地域が主体となった活動が推進されている
科学的な知見の考慮	「しらほサンゴ村」では多様な生物や赤土等の海の自然環境にかかわる調査が行なわれ、環境保全活動に活かされている
複数課題の関連による立案	サンゴ礁の利用形態を維持・発展させるとともに、集落をあげて周辺の自然環境・生活環境の保全と再生を図り、地域の持続的な発展を進めることが目的とされている
情報の共有	WWF ジャパンの関与のもと情報発信・共有を強く意識している
管理の継続性	集落の協議会が主体となり WWF ジャパンの支援を受ける体制が構築されており、一定の継続性がある
備考	「白保魚湧く海保全協議会」事務局長のイニシアチブによる多様な活動等、個人の存在に着目することも有用と考えられる
参考資料	「白保魚湧く海保全協議会」のホームページ



図 2-29 西表石垣国立公園 (石垣島白保地域)

(出典：白保魚湧く海保全協議会のホームページ)

2.5 調査対象事例の選定

2.3 で整理を行った各事例の総合性の内容について、次のような基準にて優れているものを「○」・「◎」と区分して評価を行った。

責任主体の明確化：行政機関の一定の関与があり責任が明確化されている場合に「○」、複数の行政機関(機関内の複数部署を含む)が連携している場合に「◎」とする。

実施主体の連携：関係者が網羅された体制である場合に「○」、公募等により広く一般から委員募集等を行っている場合に「◎」とする。

対話による合意形成：関係者による開かれた議論の場(協議会等)がある場合に「○」、開催方法を工夫するなど優れた合意形成を行っている場合に「◎」とする。

科学的な知見の考慮：科学的な知見を活用している場合に「○」、科学的な知見を広く関係者間で共有している場合に「◎」とする。

複数課題の関連による立案：課題が2つ以上の場合に「○」、4つ以上の場合に「◎」とする。

情報の共有：調査データや会議の内容等を関係者に公開している場合に「○」、広く一般に分かりやすく公開している場合に「◎」とする。

管理の継続性：継続のための予算措置や計画がある場合に「○」、定常業務化や予算措置等により継続の工夫が行われている場合に「◎」とする。

評価結果をに表 2-4に示す。「◎」を2ポイントと「○」を1ポイントとして検討を行った結果、次の10事例を事例集の調査対象として選定した。

- [1] 知床世界自然遺産に係る「海域基本計画」取組み（北海道・知床）
- [3] 「一宮の魅力ある海岸づくり会議」の取組み（千葉県・一宮町）
- [5] 「大森ふるさとの浜辺公園」の取組み（東京都・大田区）
- [6] 相模湾アーバンリゾートフェスティバル 1990 の取組み（神奈川県・相模湾）
- [9] 英虞湾の「新しい里海づく」自然再生の取組み（三重県・志摩市）
- [10] 琴引浜の鳴き砂保全の取組み（京都府・旧網野町）
- [12] 「やまぐちの豊かな流域づくり構想」の取組み（山口県・榎野川）
- [16] 中津干潟の保全の取組み（大分県・中津）
- [19] 恩納村における沿岸域の利用・保全ルール取組み（沖縄県・恩納村）
- [21] 「白保魚湧く海保全協議会」の取組み（沖縄県・石垣島）

表 2-4 ベースとなる 21 事例の評価

番号	事例	総合性							評価	
		責任の明確化	実施主体の連携	合意形成	科学的知見の考慮	複数課題の関連	情報の共有	管理の継続性	評価値	選定 10 事例
[1]	知床世界自然遺産に係る「海域基本計画」取組み（北海道・知床）	◎	○	○	◎	◎	◎	○	11	○
[2]	「心と体をいやす海辺の空間整備事業」の取組み（青森県・旧大畑町）	○	○	○	○	○	○		6	
[3]	「一宮の魅力ある海岸づくり会議」の取組み（千葉県・一宮町）	◎	○	○	○	○	○		7	○
[4]	三番瀬再生に係る取組み（千葉県・三番瀬）	○	○	○	○	○	○		6	
[5]	「大森ふるさとの浜辺公園」の取組み（東京都・大田区）	○	◎	◎		○	○	◎	9	○
[6]	相模湾アーバンリゾートフェスティバル 1990 の取組み（神奈川県・相模湾）	◎	○	○		○	○	○	7	○
[7]	下新川海岸における海岸侵食対策の取組み（富山県・下新川海岸）	○			○	○	◎	○	6	
[8]	七尾湾における里海創生の取組み（石川県・七尾湾）	○	○		◎	○	○		6	
[9]	英虞湾の「新しい里海づく」自然再生の取組み（三重県・志摩市）	○	○	○	◎	○	○	○	8	○
[10]	琴引浜の鳴き砂保全の取組み（京都府・旧網野町）	○	○		○	○	○	◎	7	○
[11]	鳥取県における総合的土砂管理の取組み（鳥取県）	◎			○		○	○	5	
[12]	「やまぐちの豊かな流域づくり構想」の取組み（山口県・榎野川）	◎	◎	◎	○	◎	○	○	11	○
[13]	香川県沿岸におけるごみ対策の取組み（香川県）	○	○	○			○	◎	6	
[14]	「黒潮実感センター」の取組み（高知県・柏島）			○	◎	○	○		5	
[15]	博多湾エコパークゾーン整備の取組み（福岡県・博多湾）	○	○		○	○	○	○	6	
[16]	中津干潟の保全の取組み（大分県・中津）	○	◎	◎	○	○	○		8	○
[17]	長崎県における漂流・漂着ごみ問題対策の取組み（長崎県）	○	○	○	○		○	○	6	
[18]	奄美における赤土対策の取組み（鹿児島県・奄美地方）	○	○	○	○		○	○	6	
[19]	恩納村における沿岸域の利用・保全ルールの取組み（沖縄県・恩納村）	○	○	◎		○	○	○	7	○
[20]	宮古における海面利用ガイドライン策定の取組み（沖縄県・宮古島）		○	○		○	○	○	5	
[21]	「白保魚湧く海保全協議会」の取組み（沖縄県・石垣島）	○	○	○	◎	◎	○		8	○

※文献等の公開情報を基にして評価